

山口県健康エキスパート薬剤師登録要領

(趣旨)

第1条 山口県健康エキスパート薬剤師の登録については、山口県健康エキスパート薬剤師登録要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(健康エキスパートの登録要件)

第3条 要綱第4条第2号の前号に掲げる者と同等以上であると知事が認める薬剤師は、次のいずれかを満たす者とする。

- (1) (公財) 薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた実施法人・団体の認定薬剤師
 - ・日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師
 - ・日本薬剤師会 JPALS レベル5又は6 等
- (2) 別表第1に定める資格を有する者
- (3) 次に掲げる研修を直近1年間に15時間以上受講した者
 - ・県が認める研修
 - ・行政機関や薬剤師会が実施する研修会
 - ・(公財) 薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた実施法人・団体が認める研修会等で、県民への健康サポートに活かせる内容が含まれるもの
- (4) 学校保健安全法第23条に基づく学校薬剤師として、実務経験年数が3年以上の者ただし、次の①又は②に該当する者は、登録に必要な実務経験年数を、それぞれ1年減じることとする。
 - ① 学校薬剤師に就任する前に、地域学校薬剤師部会等が実施する実務研修を受講した者（事前研修受講者）
 - ② 山口県学校薬剤師部会等が実施する学校薬剤師に関する研修（Web研修を含む）を直近1年間に5時間以上受講した者（指定研修受講者）

(登録要件に該当していることがわかる書類)

第4条 要綱第5条第1号において、健康エキスパートの登録を行おうとする者は、登録要件に該当することがわかる書類として、別表第2に定める書類を県に提出するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月5日から施行する。

この要領は、令和8年2月13日から施行する。

別表第1（第3条（2）関係）

資格	認定団体	健康サポート内容
禁煙相談薬剤師	山口県薬剤師会	禁煙
公認スポーツファーマシスト	日本アンチ・ドーピング機構	運動・体操
熱中症対策アドバイザー	熱中症予防声かけプロジェクト	熱中症予防

別表第2（第4条関係）

要綱	要領	登録要件に該当していることがわかる書類
第4条第1号	－	研修修了証の写し又はこれに準ずるもの
第4条第2号	第3条（1）	認定証の写し又はこれに準ずるもの
	第3条（2）	認定証又は修了証の写し
	第3条（3）	研修受講状況が分かる書類の写し又は研修受講報告書（別紙1）
	第3条（4）	学校薬剤師に関する実務経験等報告書（別紙2）